

# 資料編



# 1 九十九里町総合計画審議会条例

昭和39年10月21日

条例第34号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、九十九里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、九十九里町総合計画の策定、その他重要施策の計画に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 社会教育団体及び文化団体を代表する者
- (5) 農業団体及び漁業団体を代表する者
- (6) 商工業及び観光等経済団体を代表する者
- (7) 福祉団体及びコミュニティ団体を代表する者
- (8) 学識経験を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年9月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 第5次九十九里町総合計画後期基本計画に係る諮問

九企第690号

九十九里町総合計画審議会  
会 長 櫻井 憲子 様

第5次九十九里町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、九十九里町総合計画審議会条例（昭和39年九十九里町条例第34号）第2条の規定により諮問します。

令和8年2月27日

九十九里町長 浅岡 厚

記

第5次九十九里町総合計画後期基本計画（案）について協議の上、答申されますようお願いいたします。

### 3 第5次九十九里町総合計画後期基本計画に係る答申

令和8年3月3日

九十九里町長 浅岡 厚 様

九十九里町総合計画審議会  
会 長 櫻 井 憲 子

第5次九十九里町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和8年2月27日付け九企第690号で諮問のありましたこのことについては、  
下記のとおり答申します。

記

九十九里町総合計画審議会条例（昭和39年九十九里町条例第34号）第2条の規定に  
基づき慎重に審議した結果、妥当であると認めます。

## 4 九十九里町総合計画審議会委員名簿

委員の構成	委員名	備考
会 長	櫻井 憲子	
副 会 長	松井 藤之	
町 議 会 の 議 員	鎗田 貴俊	
教育委員会の委員	阿部倉 毅	
農業委員会の委員	高柳 久男	
社会教育団体及び 文化団体を代表する者	石橋 きみ江	
	山 口 智	
	中村 隆久	
農業団体及び漁業 団体を代表する者	並木 伸一	
	小栗山 喜一郎	
商工業及び観光等 経済団体を代表する者	子安 敏男	
	細田 一男	
	石橋 豊和	
福祉団体及びコミュニティ 団体を代表する者	後藤 新五	
	松井 義郎	
	山田 康夫	
学識経験を有する者	小川 千鶴子	
	古川 比呂子	
	若山 千加子	
	山村 邦彦	

## 第5次九十九里町総合計画 後期基本計画

発行日 令和8年3月

企画・編集 九十九里町企画政策課

〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

TEL : 0475-70-3121

FAX : 0475-76-7934

URL : <http://www.town.kujukuri.chiba.jp/>